

議会の定例会は、3、6、9、12月の年4回開かれます。そのほか、臨時会があります。

この議会報は、12月定例会を中心に議決案件や一般質問の状況をまとめたものです。

議会報編集委員会



県道拡幅工事の予定されている市役所前

## 北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める決議

### 一般職職員の給与を平均二・〇二%減額

### 12月定例会

平成十四年第四回中間市議会（十一月定例会）は、十二月五日に開会され、十六日間の会期で十二月二十日に閉会しました。

一般質問のほか、審議された市長提出議案は、補正予算や条例改正などあわせて十七件でした。

審議の結果、全議案とも原案どおり可決されました。

一方、議員提出議案は、北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める決議案および意見書案八件が可決されましたが、意見書案一件が否決されました。

また、請願二件が採択され、一件が継続審査となりました。

そのほか、公平委員会委員の選任に同意しました。

#### 市議会の虚礼廃止にご理解を!!

公職選挙法では、次のようなことが禁止されています。

議員や後援会が寄附をしたり有料のあいさつ広告を出すこと  
議員や後援会がお中元やお歳暮をすること

議員が暑中見舞いや年賀状などのあいさつ状を出すこと  
（自筆の答礼は除く）

市民や団体が議員に寄附などを求めること

このほか市議会では、祝電、弔電の自粛を申し合わせています。市民の皆様のご理解をお願いします。

### 常任委員会の

### 審査から

各常任委員会では、十二月定例会

で付託された補正予算や条例制定

など十議案について審査しました。

審査の内容(要旨)は次のとおりです。



## 平成十四年度 補正予算

### 総務文教委員会

#### 一般会計

補正予算の総額は、三億三千八百三十万円で一般会計の総額を百六十八億三千九百九十三万円とするものです。

歳出の主なものは、人事異動等に伴う人件費など経常的経費の調整や、遠賀橋の架け替えに伴い、市役所前の県道の拡幅工事が行われるため、庁舎前構築物の掲示板等の移転費用、地球温暖化防止対策として低公害車購入費用、市町村合併問題について理解を深めていただくための啓発用パンフレットの作成費用が計上されています。



委員から「現在の市長公用車がまだ十分に使える状態であるのなら、低公害車は使用頻度の高い一般の公用車とすべきではないのか」との質疑があり、執行部より「当初は老朽化した公用車の買い換えのため、低公害車を導入することにしてはいたが、市長が率先して地球温暖化防止を進めるといふ観点から、低公害車を市長車として利用したいという、市長の希望です。現在、市長公用車の燃料費は、月に五万円を超えることもあり、経費の面からも、環境保全の面からも、かなりの効果があるものと考えています」との説明がありました。

採決の結果、全員賛成で可決しました。

### 民生経済委員会

#### 一般会計

歳出の主なものは、民生費の老人福祉費では、特別会計国民健康保険事業繰出金三千三十万円、介護保険事業繰出金二千二百三十万円、老人保健特別会計繰出金六百万円、さらに扶助費で緊急通報整備事業に二百七十万円が計上され、これは緊急通報システム機器三十台分を設置するための費用です。さらには重度心身障害者医療に要する経費一千五百万円、児童措置費の内扶助費として私立保育所運営費二千四百万円です。

衛生費では、JR中間駅前市民トイレ設置工事が計上され、新設するトイレの設置面積に際して、JR九州が負担することとなっており、現在のJRのトイレを解体して同じ場所に設置します。

委員から「中間駅前市民トイレについては、防犯の観点からパトロールを実施してほしい」との要望や、「環境パトロール等で使用した電気自動車や四年半で廃車されることに對してあまりにも早すぎる。今後購入に際しては十分気をつけてほしい」等の意見がありました。

## 議員提出議案

### 可決したものの

#### 北朝鮮による拉致問題の徹底説明を求める決議

北朝鮮による日本人拉致問題は、北朝鮮によるわが国の主権を侵害した国家犯罪であるとともに、人道に反する犯罪でもある。長い間、北朝鮮が頑強に否定し、闇に葬ろうとしてきたこの国家犯罪も、小泉首相の訪朝により、北朝鮮の最高権力者である金正日国防委員長がその犯罪行為を認め謝罪した「日朝平壤宣言」が発表されたことは、この拉致問題の解決に一定の前進をもたらすものとして評価されよう。

しかし、こうした謝罪の言葉とは裏腹に「拉致問題は解決済み」という北朝鮮側の見解に我々は強く抗議するとともに、北朝鮮側が提供してきた「死亡した」とされる拉致被害者に関する資料の杜撰さに、改めて憤りを感じざるを得ない。

よって、中間市議会は国に対して、日朝国交正常化交渉には毅然とした態度で臨むことは勿論、拉致事件に関しては、被害者とその家族の心情に最大限配慮し、真相究明と早期解決に向け断固たる決意のもとで次の事項について対応することを強く求める。

- 一 北朝鮮に残された家族の帰国を早期に実現すること。
- 二 「死亡した」とされ、生存が確認されていない拉致被害者に関する正確な情報と現地調査を北朝鮮に求めるとともに、拉致の疑いが指摘されている他の事件についても徹底的な調査と説明を北朝鮮に求めること。
- 三 拉致は北朝鮮による国家犯罪であり、被害者の人権と人生の大半を犠牲にさせたことに對し、北朝鮮による国家補償を求めること。
- 四 拉致被害者及びその家族に對し、特別立法も含め、我が国政府による手厚い支援を行うこと。
- 五 北朝鮮に對し、核開発の即時停止及び生物兵器の撤廃と工作船等による違法な情報収集を直ちに止めるよう求めること。

### 人事紹介

十二月定例会で、任期満了に伴う公平委員会委員の選任に同意しました。

《敬称略》

#### 公平委員会委員

村井勝義

### 特別会計国民健康保険事業

歳入歳出それぞれ一億一千四百四十万円を増額し、予算の総額は歳入歳出それぞれ四十四億八千六百万円とするものです。

### 老人保健特別会計

歳出の主なもの、老人保健電算システム開発委託料で、これは老人保健法の改正に伴い、高額医療費の払戻し等の方法が大幅に変更され、電算システムを変更するための費用です。

歳入歳出それぞれ六百万円を増額し、予算の総額は歳入歳出それぞれ六十三億九千三百万円とするものです。

### 介護保険事業特別会計

総務費の介護認定審査会費五百十万円、保険給付費の居宅介護サービス給付費一億二

千二百七十万円、居宅介護支援サービス給付費一千四百五十万円がそれぞれ増額補正され、基金積立金では介護給付費準備基金積立金二千四百四十万円が減額補正されており、これは第一号被保険者の保険料負担分を基金から補填するためのものです。

歳入歳出それぞれ一億二千四百六十万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ二十四億一千八百万円とするものです。採決の結果、いずれも全員賛成で可決しました。

### 建設水道委員会

#### 一般会計

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費などの調整による経常的経費および投資的経費が計上されています。

総務費の交通安全対策費では、市内街路灯の維持補修費および区画線・カーブミラーなどの交通安全施設整備費が追加されています。

土木費の道路維持費では、市内道路の舗装および側溝の修繕費用や、市内各所の道路舗装補修工事、また、道路新設改良費では、仮称・JR中間駅前ロータリー改良工事他

一路線の道路改良工事費が追加されています。

なお、県事業である県道中間水巻線・中間宮田線改良工事が行われなかったため、県への負担金が減額されています。

住宅費では、中鶴市営住宅の屋根防水工事と浄花町市営住宅の排水管の修繕料や、中鶴団地公営住宅九十六戸・改良住宅百四十四戸、合計二百四十戸の市営住宅の電気容量を変更する住宅改善工事費が追加計上されています。

### 公共下水道事業特別会計

今回の補正の主なもの、人事異動等に伴う人件費の調整や、下水道工事に伴うガスパイプ管等の移設補償費の増額によるものです。

歳入歳出それぞれ八百二十三万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ二十億九百十六万円とするものです。採決の結果、いずれも全員賛成で可決しました。



教育基本法の見直しではなく、教育基本法に基づいた教育を大切にすることを求める意見書

中央教育審議会（中教審）が教育基本法の「見直しを行なうべきである」との意見が大勢を占めた」という中間報告を発表しました。

教育基本法を見直し、「国を愛する心」を教育理念に加え、愛国心教育をはかる、「個性に応じて能力を最大限のばす」という名目で、教育全体を能力別教育へと転換させる、「教育振興基本計画」を政府が決定して、国による地方や学校現場などへの統制をいっそう強化する、などがその内容です。

国民は教育の荒廃に心を痛めています。しかし、中間報告も現行基本法の理念を「教育の基本理念として大切にしていなければならない」としたことから明らかです。いま求められているのは、学校や家庭、地域など社会全体が協力して、教育の困難を解決することです。

中間市議会は、教育基本法の見直しではなく、教育基本法に基づいた教育を大切にすることを強く求めます。

### 中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書

日本経済が混迷を極める中で、中小企業の経営環境は、ますます厳しい状況となっている。

政府においては、次の施策の確立を図るべきである。

- 一 依然として厳しい中小企業の資金繰りに対応するため、金融セーフティネット保証・貸付の拡充を図ること。
- 二 売掛債権担保融資制度の普及・定着を図るため、中小企業者および金融機関への制度や仕組みに関するPRの強化、当該制度の手続きの簡素化などを促進し、その利用拡大を図ること。
- 三 デフレ下における政府系金融機関の役割は、極めて大きいことから、政府系金融機関の見直しについて、ペイオフの完全解禁を一時凍結すること。
- 四 現下の厳しい経済状況にかんがみ、外形標準課税の早期導入を行わないこと。
- 五 事業承継税制の拡大や同族会社の留保金課税の廃止など中小企業者に対する税制面での支援を図ること。

# 条例 その他

## 総務文教委員会

### 中間市男女共同参画プラン策 定委員会設置条例

市役所内に「中間市男女共同参画推進委員会」が設置され、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、組織の整備が行われています。しかし、今日の街づくりにおいて、住民との共同参画は不可欠であり、行政と市民の一体型で無ければならず、現在、男女共同参画に関する、市民意識調査が実施されており、この調査結果に基づき、十五年度中に「中間市男女共同参画プラン」を策定するための委員会を、設置するために本条例が制定されます。

本条例において、策定委員会、男女共同参画プラン策定に関する原案の作成を行い、学識経験者、社会活動団体関係者、公募による一般市民、その他市長が必要と認める者から、市長が委嘱・任命した、十五名以内の委員で構成されます。

委員の任期は、十六年三月末までで、男女共同参画プラン策定に関する原案を作成した場合、速やかに市長に報告するものとなっております。

委員から「社会活動団体関係者とはどのような方を想定しているのか」との質疑があり、執行部から「例えば、本市で設置している女性ネットワークに参加している女性団体関係者、さらには、ボランティア等での福祉活動団体の関係者等を想定しています」との説明がありました。

採決の結果、全員賛成で可決しました。

### 中間市職員定数条例の一部を 改正する条例

市長事務部局等では、九年度から進めている行政改革により、組織機構の見直しや事務の効率化が図られ、実人員の削減が行われていることにより、市長事務部局五名、教育委員会事務部局五名、水道事業企業職員十名の計二十名の定数を削減するものです。

消防本部では、消防事務及び火災と救急・救助活動等の二つの業務を兼務しており、今後とも、市民の生命・身体・財産を守り、市民の安全で快適な生活を確保するために、消防本部の業務体制を強

化する必要があり、四名の増員を行うものです。

市立病院では、地域医療の中核施設として、市民の健康確保のため、より一層の医療体制の充実とその水準の向上を図るため、五名の増員を行うものです。

以上の改正により、市職員全体の定数は、六百二名から十一名減の五百九十一名となります。

委員から「現在の実際の職員数」について質疑があり、執行部より「今回の改正を行う部署について、十四年四月一日現在で、市長事務部局の職員は二百八十七名、教育委員会事務部局は六十名、水道事業企業職員は四十一名、消防本部は五十四名、市立病院は九十四名です。また、その他の部局を含めた実際の総職員数は、五百四十六名となっております」との説明がありました。

採決の結果、一部態度保留があり、賛成多数で可決しました。



### 国民の主食・米の生産を守り、国民に安定供給をはかる米政策の実現を求める意見書

農水省の生産調整研究会が打ち出した「米政策の見直しの方向」(中間とりまとめ)は、米の生産と流通をいっそう市場原理にゆだね、米への民間企業の参入・支配をさらに強める方向を打ち出すなど、国民の主食である米の生産や安定供給における国の役割と責任を放棄するものといわねばなりません。また、「需要に応じた売れる米を作っていない」「減反は農家自身のためという認識がない」など、今日の米政策の破綻は、生産者の責任であるかのように主張し、今後は生産調整と余剰米処理を農家の自己責任で行なうべきだとしています。

しかし、米価の暴落や減反拡大の要因は、政府がWTO協定を受け入れてミニマム・アクセス米を輸入し、食糧制度を廃止して市場原理を導入した結果に外ならず、農家の責任ではなく政府の米政策の結果によるものです。米の自給率を維持し、米の需給と価格に国が責任を持ち、農家の工夫や努力が生かせる米政策に転換する事が稲作と地域農業を守る道であり、生産調整研究会の「米政策の見直しの方向」による農政の具体化は中止すべきであります。

- 一、政府は、米の生産と国民への安定供給に責任を持つ事。
- 二、米政策の確立については、暴落した米価を回復させるための実行ある措置、価格保障などを盛り込み、農家が安心して米が作れるようにする事。
- 三、ミニマム・アクセス米の輸入を削減・廃止する事。

### 特定地域開発就労事業の存続・活用を求める意見書

特定地域開発就労事業は逼迫した財政事情の中ではありませんが、地域環境の整備、産業基盤の整備など、地域振興に今日有効活用されています。

特定地域開発就労事業は中高年齢層の雇用の場としても大きな役割を果たしています。そのことは同時に地域の経済活動の死活にかかわる影響を及ぼしているともいえます。

本市議会は政府に対し、特定地域開発就労事業は終息・廃止ではなく引き続き存続・活用することを強く要望します。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例

今回の改正の主な内容は、次の四点です。

一点目は、人事院勧告に伴う改正で、特別職及び議員を除く、すべての給料表で平均二・〇三%のマイナス改定が行われます。

期末勤勉手当については、一年間の支給月数を四・七月から四・六五月に引き下げ、十四年度においては、三期末手当を〇・〇五月分減額し、十五年度以降は、三期末手当を廃止して、六月期と十二月期に再配分するものです。

ただし、特別職及び議会議員の期末手当は、年間三・五月分のみとされます。

二点目は、昨今の財政事情を鑑み、十五年三期末まで、市長・助役・収入役・教育長の特別職等四役の給料を五%減額し、十五年三期末手当の支給月数を人事院勧告による改定後の月数から、さらに〇・一月分減額するものです。なお、十六年三期末までの間、規則において、管理職手当が最大三%減額されます。

三点目は、人事給与システムの導入に伴い、十五年四月一日から、給料等の支給日を二十日に変更するものです。

四点目は、市立病院の技師等において、現在、係長相当職の補職までしか設けられていませんでしたが、指揮命令系統を明確化し、円滑でミスが無い医療業務が遂行できるよう、課長補佐相当職の補職を新設するものです。

委員から「なぜ、管理職手当は十六年三期末まで減額するの、特別職等四役の給料の減額は、十五年三期末までのか」との質疑があり、



執行部より「特別職及び議会議員に関する報酬等に関しては、二年に一度、中間市特別報酬等審議会に諮りその額を決定することになっており、審議会の自由な審議を妨げないために、十五年度以降の特別職等の給料等については、その答申を待つて措置したい」との説明がありました。

採決の結果、全員賛成で可決しました。

中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例及び中間市中央公民館条例の一部を改正する条例

今回の改正は、働く婦人の家に陶芸室が建設され、また、中央公民館陶芸窯等が、市に寄付されたことに伴い、使用料を徴する目的で、条例の一部が改正されるものです。

陶芸室及び陶芸窯の利用料金は、燃料費等の実費を元に設定されています。

働く婦人の家の電気窯については、本焼の場合の電気使用料が、約五千円で、メンテナンス料等を考慮した金額として、本焼使用料を六千円に、素焼使用料については、その半額の三千円に、中央公民館の灯油窯も同様に、本焼の際の灯油代が約二千五百円で、本焼使用料を三千円に、素焼使用料は千五百円に設定されています。

執行部より「公共の施設となることから、広く多くの方に利用していただくため、利用する各サークルの会員の方が固定しないように、三年を目途に、サークルの会員の入れ替えを行うサイクル制をしいていただく」との説明がありました。

採決の結果、全員賛成で可決しました。

子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策を求める意見書

わが国の将来を担う子どもたちの健やかな成長のために、社会全体で子育てをサポートする体制を充実させることが必要である。政府においては、次の施策の確立を図るべきである。

- 一 子育て中の一定期間、年金保険料を減免するなど、年金資金を活用した子育て支援の充実を図ること。
- 二 育児・介護休業制度を利用しやすくするために、育児・介護休業手当での引き上げを図るとともに、育児休業等を理由とする不利益取り扱い禁止など制度の改善・拡充を図ること。
- 三 乳幼児（小学校入学前児童）医療費の助成による無料化を図ること。
- 四 妊産婦検診への公的助成の拡大、および不妊治療への保険適用・公的支援を図ること。
- 五 保育所入所待機児童ゼロをめざして、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ること。
- 六 地域子育て支援センターなど地域の「子育て拠点」を整備するとともに、関係者間の連携による子育て支援ネットワークを構築して、子育てに悩みや不安を抱く親へのサポート体制を充実させること。
- 七 ひとり親家庭のために、自立のための経済的支援をはじめ、就労支援の充実、養育費の確保など、法的整備を含む総合的な相談体制など万全の支援を図ること。

物価スライドによる年金引き下げに反対し最低保証年金制度の創設を求める意見書

政府は二〇〇三年度から物価スライドの凍結を解除し、年金額の二・三%を減額するといっています。

次のことを政府に強く要請するものです。

- 一 物価スライドの凍結解除による年金の引き下げをしないこと。

二二〇〇四年の年金改定にあたっては、保険料の引き上げや給付額の引き下げをおこなわないこと。

三 全額国庫負担による「最低保証年金制度」をつくり、すべての高齢者が安心して暮らせるようにすること。

### 民生経済委員会

#### 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

本年十月一日に地方税法が改正され、その趣旨は医療保険制度改革の実施に併せて、国民健康保険税所得割の算定基準となる所得を、個人住民税における所得と、整合的なものとするよう見直すもので、具体的に国保税納税者への影響等については、十三年度の国民健康保険税の課税データで試算したところ、

一点目は、六十五歳以上の公的年金等特別控除十七万円の廃止に伴い、国保に加入している公的年金等受給者の内三千二百名程度に対しては所得割の増税となり、総額で六千万円程度となります。

二点目は、給与所得特別控除二万円の廃止によって、国保に加入している給与所得者の内、二千名程度への増税となり、総額で四百万円程度となります。

また、介護納付金については、四十歳から六十四歳の方では、一千百名程度の方に対して増税となり、総額で二十万円程度となります。

三点目は、青色事業専従者給与・事業専従者控除の適用

によって、専従者給与に対しての所得割額は、総額で一千七百万円程度の増額となり、事業主である約三百名の方に對しては、総額で二千四百万円程度の減額となります。

四点目は、長期譲渡所得等の特別控除の適用によって、総額で一千万五千五百円程度の減税となります。

この条例は十五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用されます。

委員から「法改正によって市の条例が改正されることに對して、市長の裁量権が及ばないとしても、国保税率を下げるなど住民負担の軽減などを検討する余地があるのではないか」などの意見がありました。

採決の結果、一部態度保留があり、賛成多数で可決しました。



### 請願

#### 民生経済委員会

#### 精神障害者活動拠点(コロニー)の建設に対する請願

この請願は、十四年十一月二十九日、遠賀・中間地域精神障害者家族会はまゆづ会から提出されました。

請願内容は、「社会復帰訓練への拠点基地」「当事者や家族が憩える場所」「自助・自立への授産施設」「いろいろな方との交流施設」などの役割を持った精神障害者活動拠点(コロニー)が必要であり、家族会ではバザーや物品販売による収益活動を実施をしているものの自助努力には限界があることから、中間市や遠賀四町との連携の下での建設や運営を希望します。となつています。

委員から「現在、水巻町内で家族会が民家を借りて授産施設的なことを実施しているようであるが、場所的にも問題があり改善を要する」等の意見がありました。

採決の結果、賛成多数で採択しました。

#### 障害者が安心できる支援費制度にすることを求める意見書

来年四月から実施される支援費制度は、これまで、措置制度のもとで障害者福祉サービスは、国と自治体が直接的な責任を負って提供してきましたが、障害者本人が利用指定サービスマスターを選定する方式へと変わります。

中間市議会は、国が障害者福祉に対する公的責任を十分に果たし、障害者が安心して過ごせるために次のことを求めます。

- 一、支援費の基準を決定するにあたっては、障害者のサービスマスター利用の必要性を十分に勘案し適切な額とすること。
- 二、現行のサービスマスター水準を後退させないよう、制度移行に際して適切な対応を講ずること。
- 三、障害者に対してきめ細かなサービスマスター提供が確保されるよう、支援の必要性などの適切な評価に基づく障害認定制度とすること。
- 四、自分で契約が困難な障害者への支援策を充実すること。
- 五、サービスマスター水準の向上やサービスマスター整備のため「新障害者基本計画」の検討を早急に進め、充実した計画とするとともに、その実現に必要な所要の財源を確保すること。

#### 道路財源の確保等に関する意見書

政府においては、道路特定財源の見直しとともに、道路整備に関する新たな長期計画の策定を検討されているが、地域の実情を勘案し、次の事項について強く要望する。

- 一、長期的視点に立つて道路整備を着実に推進するために、道路整備に関する新たな長期計画を策定し、所要の道路整備費を確保すること。
- 二、地域産業の動脈である幹線道路の改良整備と地域経済の再生を計るため、適性かつ適切な道路財源を確保すること。
- 三、活力ある地域づくり、都市づくりの推進を図るとともに、渋滞対策、交通安全対策沿道環境対策等安全で快適な生活環境づくりの推進を図るため、道路整備を一層促進すること。
- 四、地方財政対策を充実させるとともに、地方の道路財源を確保すること。

# 市政に 質問

12月6日(金)  
9日(月)の本会  
議で下記の10名の  
議員から市政につ  
いて一般質問があ  
り、要旨を掲載し  
ています。

なお、質問事項  
は順不同です。

- |            |            |           |              |  |
|------------|------------|-----------|--------------|--|
| 久山青宮佐中古井植香 | 好本木下木家野上本川 | 勝貴孝 正多嘉久種 | 利雅子 寛義子 久雄 實 | 議員<br>議員<br>議員<br>議員<br>議員<br>議員<br>議員<br>議員 |
|------------|------------|-----------|--------------|--|

## 新年度予算編成について

議員 新年度予算編成にあ  
たつての重点施策は。

くらしも経済も深刻な  
かにおいて、政府は社会保障  
で三兆円もの負担増を国民に  
おしつけようとしている。

中間市においては、同和行  
政や保育所建設など、不要不  
急な出費を削り、医療や介護  
など市民負担の軽減をはかる  
べきではないか。

市長 本市の財政状況は、  
市税あるいは地方交付税等の  
伸び悩みにより、財源は急激  
に減少してきており、本年度  
十月より緊急財政対策推進委  
員会を設置し、来年度予算編  
成に向け、今後三カ年間の緊  
急財政健全化計画を策定し、  
財政運営を安定させることを  
最重要課題と位置づけていま  
す。

政策的には、生活環境の整  
備、健康づくりの推進、少子  
高齢化対策、生涯学習推進の  
四つの柱を引き続き十五年度

も推進していきます。

同和对策事業については、  
同和对策審議会の答申に基づ  
き、本年度から廃止を含め予  
算の見直しを行っており、市  
の単独事業については三カ年  
で段階的に縮小を行い、補助  
事業については五カ年間で見  
直して行く予定です。

また、保育所の建設につい  
ては、九月補正で建設に向け  
ての測量設計費を計上してお  
り、すでに調査設計に取りか  
かっています。

現在市立保育所が二ヶ所あ

ります。建設されて二十年以  
上経過し、老朽化が著しく早  
急な改善が求められており、  
また、少子化による市内の園  
児数の減少等、総合的な見地  
から一本化に向け取り組んで  
います。

さらに統合することにより、  
光熱水費や各種委託料等保育  
所の維持費の大幅な軽減が図  
られ、このことは、今後さら  
に増加する、高齢者医療費あ  
るいは介護費用等の財源不足  
に大きく貢献できるものと確  
信しています。

## 市議会を

# 傍 聴 しましょう

次の定例会は3月3日です。  
議員による一般質問は、  
3月4日の冒頭から行います。

委員会の一般傍聴も行なってい  
ます。委員会の開催日時、受付時  
間等は、一般質問終了後の本会議  
における各委員会への付託案件に  
よって、変動しますのでご了承  
ください。

くわしい日程等は、議会事務局  
へお問い合わせください。

☎ ( 2 4 6 ) 6 2 2 0

## 否決したものの

「構造改革特区」の中止を求める意見書

## 市長提出議案

## 可決したおもなもの

中間市出張所設置条例及び中間市児童遊園設置条例の一部を  
改正する条例

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例

中間市国民年金印紙売りさばき基金条例を廃止する条例

福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村  
数の増減について

福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に  
ついて

## 請 願

### 採 択

特定地域開発就労事業に関する請願

請願者 全日本建設交通一般労働組合

福岡県本部八幡支部

執行委員長 鳥丸 大

### 継続審査

国民健康保険税引き上げの中止を求める請願

請願者 山下正治 他三十七名

明るい街づくり推進室について

議員 十四年三月議会に於いて市長は、明るい街づくり推進室の設置に向けての準備であり、主な業務は関係機関との連絡調整業務が主なものであるとの回答であったが、設置されて職員も配置されて業務が行われているが、主な業務の関係機関とは何か。また、連絡調整業務とは何か。現在の業務は何か。現在の職員の人員と職務内容について。

市長 十四年一月に総務部に「明るい街づくり推進室」を設置しています。

その職務内容としては、防犯や青少年対策に関する相談窓口として、また、相談の内容によって中央児童相談所、遠賀保健所、学校、折尾警察署及び庁内関係部署等への連絡調整を行い、市民の皆様の相談に即座に対応している状況です。

青少年非行防止対策の取組みの一つとして、現在市内を巡回し、未成年者の喫煙や不登校児童・生徒の指導援助を行っています。

防犯活動の取組みとしては、中間市防犯協会との連携により、折尾警察署との連絡調整

を行うとともに、中間市防犯大会等を開催することにより、市民の防犯意識の高揚を図り、自主的防犯活動の推進を行っています。

また、七月からは、家庭児童相談係が加わり、現在五名で業務を行っています。

内容については、児童虐待、家庭内暴力及び育児不安、不適切養育の発生の把握、関係機関と連携し、早期に効果的な問題解決を行うための支援援助、市民の意識向上を図るための啓発を行っています。



地域安全運動中間大会

障害者の支援費制度について

議員 十五年四月より障害者に対して、これまでの措置制度から「支援費制度」に変わ

りますが、制度の内容が知られるに連れ、障害者や家族、施設関係者の中に不安と混乱が広がっています。そこで、障害者が自立して生活できる「支援費制度」にするために、現行のサービス水準を後退させない方策、障害者の生活実態を反映した認定をするための方策などについて。

市長 支援費制度とは、障害者の自己決定を尊重し障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みです。

基本的仕組みとしては、障害者手帳等を持っている利用者が、市に支援費の支給申請を行うと、市は支援費の支給を決定し、受給者証の発行を行います。

受給者証を受理した利用者は、直接、事業者と契約を結びサービスを受けることとなります。

お尋ねの障害者に対するサービス水準の後退は現時点では見当たりません。

また、障害者の生活実態を反映した認定をするための方策とありますが、これは、障害者が居宅サービスを受けること、個人に対する利用量のことだと思われま。利用量については、従来どおりと考えています。

地方分権時代にふさわしい行政について

議員 職員の政策形成能力について

市長 地方分権が実施の段階にある今日では、自治体のより一層の自立強化が求められており、地域に適した施策を考え、効果的に実施していくことが必要であり、住民に最も身近な行政を担当する自治体の役割は、重要さを増しています。

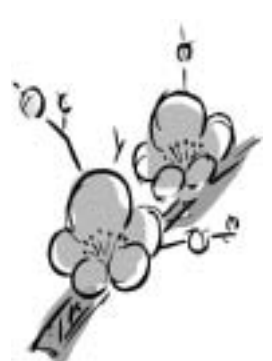
本市においても職員の人材育成については、福岡県市町村職員研修所や北九州市職員研修所等の派遣研修に加え、市が独自で企画立案した研修を複合的に実施することにより、年間に百名以上の研修実績をあげています。

今後も長期的展望にたった研修計画をたて、時代のニーズを的確に判断し、分権時代にふさわしい人材育成を図っていききたいと考えています。

公共下水道事業について

議員 市内の下水工事は何%位進んでいるのか。

工事の終了年度は、工事の総予算金額は、工事に対し、政治的な問題があると思われるが、仮に



土手ノ内地域の下水を北九州の高江団地の方へ落すことが技術的に可能なのか。

市長 公共下水道の普及率は、十三年度末で二十・四%です。約一万人が公共下水道を使えるようになりました。

公共下水道の工事が完了するのは、現在の建設予算を確保し、整備を進めていけば三十年程度頃になると見込んでいます。

公共下水道建設費の総額は、約三百六十五億円と見込んでいます。

土手ノ内地区は、地形的、また下水道幹線への距離などを技術的かつ経済的に判断して、中間市内側に下水を流す計画としています。

しかし、北九州市に面したごく一部の箇所は、地形的に北九州市側へ下水を流すことが可能と思われるので、この箇所については、将来、土手ノ内地区全体の下水道整備が始まる時期に合わせて、受入れ先の北九州市と、協議していききたいと考えています。



市町村合併について

議員 市では、遠賀四町との合併の検討をすすめ、十一月一日より「合併問題対策室」を立ち上げたことで、市町村合併問題についての対応が具体的に始まったようです。

そこで、合併問題対策室でどのようなことを行うのか。

市長 議会と執行部が一緒になって検討を進めていく「中間市合併検討特別委員会」が発足したのは承知のとおりです。

その後、合併に向けては遠賀四町をパートナーと想定するとの基本方針が決定され、六月遠賀四町の首長に対し、合併のパートナーとしての意志表示と行政現況調査のための資料提供の申し出を行ない、資料収集に努めてきました。資料の分析と合併問題に対する市民への情報提供資料の作成等を行なうために十月一



日付で「合併問題対策室」を設置しました。

この報告書が出来上がり次第、市民の合併問題に対する判断材料として活用していただくための資料を作成し、広報等により情報提供に努めたいと考えています。

また、議会、市民を含め広く意見交換を行なっていきたいと考えています。

ミニ公募地方債について

議員 財源確保の工夫として、市民参加型のミニ公募債が注目を浴びている。

販売対象を地元住民に限定して、買いやすいように少額で公募し、集めた資金は施設整備に充てるという方法も考えられる。

財源不足に悩む本市にとっても、検討すべきものと思っております。

市長 ミニ公募債は、地方公共団体が発行する地方債で今までの地方債と異なり引受者が郵便貯金、簡易保険、あるいは地元の銀行ではなく市民が引き受けるものです。

市の進める事業のために発行する市債を市民が購入し、市政への参加を促すもので、施設のPRや市の資金調達のも多様化を図るものです。

ミニ公募債の問題点としては、第一に、充当事業がコミュニティ性の強いものに限定され、発行に先立ち市民に対して周知期間が必要となりません。第二に、予定した資金に対して完売しない時は、資金不足が生じやすく、第三に、高い利息にするために償還年限が、おおむね五年以上の長期になります。

ミニ公募債の特徴として、第一に、市民が出資することによって郷土を建設するという市民意識の向上が図れ、第二に、たとえると、「すばらしい児童館を建設するために資金を調達したい」というように目的をはっきりさせます。第三に、定期預金を上回るような金利を設定することで、市民に利息として税金を還元することができるとメリットがあります。

本市においても住民参加型のミニ公募債を検討していきたいと考えています。

市内におけるNPO法人による居宅グループホームや、デイサービスホームの現状について

議員 軒数や人数等、これらNPO法人に対して援助育成は、



市長 NPO法人によるグループホームの現状は、二ヶ所が本年四月と六月に県の指定を受け設立されています。

居宅サービスでの痴呆対応型共同生活介護、いわゆるグループホームは、痴呆性高齢者で要介護認定を受けた人で、痴呆の状態にあり、誰かの手助けがあれば、ある程度日常生活ができる人が対象となります。

五人から九人の規模で施設や住宅において共同生活のサービスを行うもので、要支援はこのサービスの対象にはなっていない。

現在、二施設の定員はそれぞれ九名で、一ヶ所は満床、別の一ヶ所は四名が入所されています。

また、通所介護いわゆるデイサービスは、介護保険の認定を受けた人がデイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事、入浴の提

供や日常動作訓練、レクリエーションなどを受けるサービスで、現在、市内に社会福祉法人等で七ヶ所が県の指定を受け運営が行われています。

NPOとは、自ら掲げた組織理念を遂行するために、社会的な組織として資金と人材を持ち、継続的に責任ある活動を行う団体です。

育成等についても、行政とNPOとは強い関わりがあるので、今後とも注意深く見守って行きたいと考えています。

来年四月実施予定の「支援費制度」について

議員 障害者福祉制度が四月から大きく変わり、障害のある人が利用しているサービスが措置制度から申請・認定・支援費の支給という制度に変わるが、利用者への説明など進捗状況は。

市長 十一月に、施設に入所の方や、サービス利用者を対象とした説明会を開きました。

今後は広報紙での周知をはじめ、支援費制度のしくみ並びに障害者サービスの紹介を兼ねたパンフレットを来年二月に全戸配布し、制度の周知徹底と障害者啓発を予定しています。

介護予防の推進について

議員 小学校の空き教室においての、ミニデイサービスについて。

ハピネス中間の有効利用について。

市長 本市も小学校の児童数は減少していますが、教育改革により教育内容が大きく変化し、多様化している現状です。

具体的には、少人数学習に伴い一クラスを二分割または三分割して授業が実施されているために、各学年ごとに多くの教室が活用されています。日頃からの世代交流を通して、高齢者と子供がふれあい、元気で、はつらつとした活気に満ちた街づくりが必要だと思っております。

教育施設を活用するためには、学校運営に支障が生じないような管理及び施設の改修等検討する必要があり、今後教育委員会と十分協議していきたいと思えます。

地域総合福祉会館（ハピネスなかま）は、市民の健康保持の向上を図り、総合的な福祉サービスを提供するための昨年五月に開館しました。

この会館の事業としては、ボランティア支援を始め、生涯学習推進、高齢者福祉推進、

健康増進推進、相談等を行っています。

昨年の会館の利用者数は、年間延べ約五万七千八百人、一日平均約二百人の利用状況となっております。

今後は、会館を本市の福祉事業の拠点として、介護予防施策として会館の活用について、市立病院や保健センターと連携を密にとり、誰もが積極的に参加できるような事業の推進を検討していきたいと考えています。



ハピネスなかま

高齢者医療問題について

議員 高齢者の医療費大幅値上げに伴う高額支払いへの支援策について。

また、窓口負担割合を新しい受給者証に記入されているが、間違った記入もあると聞

今回、新たに病院外来でも償還払い制度が導入される。そのための払い戻しを受ける手続きが複雑で、お年寄りでは困難と思われるが。

市長 十四年十月の医療制度改革に伴い、高齢者の医療費の負担区分が改正された。

その内容は、外来においては八百五十円の定額制から一割負担へ、入院については低所得者は据置、一般世帯については月額で三千円の引上げが行われたこと、新たに高齢者の内、現役世代の平均所得以上の方に対して二割負担が導入されたことです。

また、医療制度改革にもなつて、新たに上位所得者の区分が設けられ、現役世代の平均課税標準額である百二十四万円を超える所得がある方には、二割負担の医療証を交付することになりました。

「間違った記入もあると聞く」との指摘は、この二割負担に該当する方でも総収入が単身者で四百五十万円、二人世帯以上で六百三十七万円以下であれば、申請により一割負担とすることができるとなっていますので、この手続き上の問題で生じたケースではないかと思われます。

本市においては、全ての上

該当者には連絡をとって全員を一割負担としましたので、漏れや間違いは無いと考えています。

質問の償還払いは、外来医療費についてのみ発生することになります。

外来の自己負担額については、本年九月まで一医療機関につき定額八百五十円を四回、三千四百円まで徴収されることになっていました。

このため一割負担となったことから、所得区分に心じて外来の限度額が定められており、全ての医療機関での一割負担額を合算して、この限度額を超えた場合、超えた額の償還を受けることができます。

償還払いを受けようとする方は、保険者の窓口で申請することが必要となりました。この手続きへの対応としては、個々の償還額が掌握できた時点で、それぞれの届出口座へ自動的に振り込む方法にしたいと考えています。

このため年明けには、申請書を兼ねた口座の届出用紙を既に申請のあった方を除く全員に、順次送付したいと考えています。

一度この届出をすると、以後は申請があったものとみなして、償還額を自動的に振り込んでいきます。



新年度予算編成にあたって

議員 市長は株式会社・中間市役所をめざすといわれたが、新年度予算編成にあたってどのように民間手法を反映されるのか。

市長 新年度予算編成については、緊急財政健全化委員会を設置して、当面の財政問題の危機を乗り切ることを最優先に考えています。

また、予算の編成にあたっては、十四年度に掲げた生活環境の整備、健康づくりの推進、少子高齢化対策、生涯学習推進の四本柱を継続し推進していきます。

その中で、どのように民間手法を反映するかについては、民間企業の経営理念と合理的発想のもとに経済的かつ効率的な運営を反映させ、費用対効果を最大の目標とした予算編成としています。

介護保険制度について

**議員** 介護保険制度は、十五年四月に見直される。「誰もが安心して受けられる」制度になるよう改善が求められる。

介護サービスの利用実態について。

十五年四月からの保険料について。

介護保険料、利用料の減免は切実です。所見を伺う。

介護タクシーの利用実態について。

**市長** 十四年八月末での要支援、要介護認定者で居宅サービスを利用している人の割合は七七・三％、昨年の同期より三・一％の伸びとなっています。

また、居宅サービスの支限度額での利用率は、十二年度と十二年度を比較すると、要介護認定者の利用率は全体



で三十七・五％が三十八・五％と一％の伸び、サービス利用者の利用率は全体で五十三・三％が五十三・四％と三・一％各々伸びています。

また、介護給付費では二億三千七百万円増え、特に、訪問介護五十八％、通所介護三十六％、福祉用具貸与七十七％、短期入所生活介護三十八％、住宅改修五十二％と大きく伸びています。

本市の場合、第三段階の基準額で月額三千五百三十円となり作成検討委員会へ報告しています。

現在、本市の保険料は十二年度から十四年度までが基準額で月額三千五百円、今回中間値として国へ報告した額と比較すると、月額四百八十円で十五・七％の引き上げとなっています。

昨年十一月に高齢者総合保健福祉計画見直しに向け、高齢者及び若年者の実態調査を行いました。

この調査で、高齢者で約十％、若年者で約四％の人が減免してほしいとの意見があつていますが、大部分の人は減免に対し保険料が高くなるので、反対であるとの調査結果が出ています。

また、保険料六段階設定での軽減についても作成検討委

員会で検討しましたが、第一、第二段階層の軽減率を上げ、軽減された財源を第四、第五段階層で負担することを想定した場合、本市の場合、第一、第二段階層の人が約四十％、基準額の第三段階層が約三十五％、第四、第五段階層の人が約二十五％の所得階層となっていることから、第一、第二段階層の人が第四、第五段階層の人より約十五％多いため、その分を負担することは、第四、五、六段階層の保険料がかなり高くなり、総合保健福祉計画への導入は見送っています。

介護タクシーは、乗降にあわせて十五分しかかからなくても、三十分の介護報酬単価二千円を請求できます。また、利用者負担はサービス費用の二割ですむため、利用料は二百円ですみ、低所得者については軽減措置があるため三％、六十三円で利用できます。

このため市民の間では、介護保険の認定を受ければタクシー料金が大幅に割引されるとの誤った情報が広く浸透し、タクシーの乗降に身体介護の必要がない人までが利用し、介護保険財政を圧迫する要因となっています。

本市としては介護タクシー

の適正利用のため、居宅介護支援事業者から毎月ケアプランの提出を求め、そのチェックを行い、問題があればケアマネージャーへの指導を行っています。



市民プールについて

**議員** 市民プールに関しては、当面凍結をしながらも基金等の業務は続行中となっている。プール実現は望むところではあるが、現下の財政状況のもとでは将来とも大変厳しいと判断します。

当面、凍結で見合わせるということで、不透明のまま継続よりも明確に廃止との政策転換を決定し、これにかわり得る施策をこころじる時と考えるが。

**市長** 建設については、前市長の時から財政問題等で現在まで凍結をしています。

基金の目的を生かしながら新たな政策転換が図れないか現在検討をしています。

具体的には、現在の建設基

金を廃止し、その財源をそのまま新しく創設する「基金」の方へ振替えるものです。新しく設置する基金については、市民の生涯学習を支援するために、社会教育施設、社会体育施設等の新設や既存する施設の修繕・改良等に充当出来るような幅広い活用方法を検討中です。

市有地管理等について

**議員** 市の公共工事指名業者が長年にわたって市有地を無断で不法に占有し、更に不法建築をしていることが発覚した。市有地の管理等について

**市長** 指摘を受けた後直ちに現地調査や代表者から事情を聴取する等した結果、市有地である事は事実でした。また、事務所は八年に個人売買により取得したとのことでした。

この結果を踏まえ、土地の譲渡や使用料について事務所の所有者と話し合いを行い、使用開始時の八年から土地の使用料を遡及して頂き、また、使用土地については本年十一月末日を以って土地売買契約の締結をしています。

今後は、定期的な現況調査を行うなど適正な市有地の管理運営に努めていきます。



移植される庁舎前のなみの木

遠賀橋架け替え工事に伴う庁舎周辺整備について

議員 一つから始まるのか。庁舎前の庭はどうするのか。

障害者・高齢者の方々のタクシー等の乗り入れ場所は。市長 橋の全面開通が、十六年六月の予定となっていて、その事により十五年四月から橋への取り付け道路工事のため、庁舎前の県道が仮設道路のため、庁舎正面の階段付近まで道路として取り込まれます。

なみの木と若干の庭石は、中間南中学校に移植すると共に、市役所標識や市民憲章等は道路完成までの間保管し再利用します。

庁舎南側電話ボックス前の障害者専用駐車場及び周辺スペースについては、現状の

ままで、タクシー等での乗り入れも併せて利用できるようにします。

なお、橋が完成後の庁舎周辺整備については、市民の安全性、利便性を考え、移設後の県道残地等を利用し、市民の駐車場、あるいは身障者の方の駐車場を確保していきたいと考えています。

暴力団極政組事務所撤去について

議員 暴力団極政組に関わる事件が引き続き起こっている。中鶴一丁目にある極政組事務所撤去は一刻も猶予出来ないとと思うが、どのような対策を講じるのか。

市長 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の中で暴力団組事務所については、対立抗争時の事務所の使用制限および事務所等における禁止行為として外周や外部から見通せる位置に付近の住民や通行人に不安を覚えさせる表示や物品を掲示または設置すること、事務所付近において粗野もしくは乱暴な言動を行ったり威勢を示すことによつて付近の住民や通行人に不安を覚えさせること、または、人に対し事務所に来ることを強要することが規定され

ています。つまり現在の法体系では暴力団事務所そのものが違法ではなく取り締まりの対象になっていません。法で取り締まることがかなわぬ以上、行政や市議会そして防犯協会などを中心として、全市民が一体となった住民運動などを展開する必要があると考えています。



執行姿勢について

議員 公共工事に絡む議員や自治体トップの犯罪が後を絶たず、入札の不正介入など報道されているが、中間市の十三年度・十四年度現在までの入札件数と予定価格と契約金額、落札率、九十五%以上の落札件数と契約金額・入札情報漏洩疑惑等が持たれないための改善策は。

市長 十三年度の入札執行件数については、百二十八件で、予定価格の合計金額は、二十六億九千二百万円、契約金額

の合計金額は、二十五億五千万円です。その平均落札率は九十五・〇二%となっています。

また、十四年度については、十一月末現在までの入札執行件数は、百三十一件で、予定価格の合計金額は、二十二億八千四百万円、契約金額の合計金額は、二十二億一千万円です。その平均落札率は九十四・七三%となっています。

次に、九十五%以上の落札件数と契約金額については、十三年度は、六十八件の十億七千三百万円で、十四年度は、八十二件の十八億一千百万円となっています。

入札情報漏洩疑惑等が持たれないための改善策については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されたことから、市において、十三年四月に、予定価格の事後公表、公共工事の発注見直し及び契約状況情報などの公表を行い、同年十月には、指名登録業者の格付け基準、指名基準及び格付けなどの公表を実施しました。

十四年四月には、工事完成保証人制度及び現場説明会等の廃止、公共工事標準請負契約約款の導入、八月には予定価格の事前公表、工事内訳書の提出の義務付け、指名業者

の事前公表の廃止、また、十月には指名競争入札参加者資格及び指名審査要綱の一部改正、登録業者の市内営業所の実態調査などを行い、適正化に努めています。

「職員倫理条例」(仮)について

議員 九月議会で「職員倫理条例」(仮)を制定すると答弁された。その内容等は。

市長 条例の骨格は、その目的、対象とする職員の範囲、倫理原則及び倫理行動基準等の定義に関する規定、対象となる職員が贈与等を受けた場合の報告の義務とその方法に関する規定、当条例の進行管理を行う審査会の内容に関する規定及び進行管理等の公表に関する規定等で構成したいと考えています。

市議会会議録は

図書館で閲覧を!

本会議の質問や答弁などの内容を詳しくお知りになりたい方は、「市議会会議録」をご覧ください。十二月議会の会議録は、三月初旬から市民図書館で閲覧することができま